

明治五年「学制」論議

——川村肇・荒井明夫編『就学告諭と近代教育の形成』に関連して——

竹 中 暉 雄

はじめに

明治五年八月二日発令の太政官第二一四号「学制」は、近代日本公教育制度に関する最初の法令という重要な歴史的記念碑である。それだけに大部のものを含め先行研究も数多い。けれども学制取調掛はいかなる働きをしたのか、学制布告書（前文）の基調理念が最終段階でなぜ「（国家の）富強安康」から「（個人の）立身・治産・昌業」に変更されたのかなど、「学制」の策定過程には未だ多くの謎が残されたままである。

その学制布告書の末尾には「地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不漏様便宜解釈ヲ加ヘ〔中略〕学問普及致候様方法ヲ設可施行事」という、地方官宛命令が付されていた。全国一般に対する就学奨励文と地方官宛命令文と

キーワード…学制布告書のマニフェスト性、布告書における「国家」、「学制」の特異性、布告書と条文の関係

の「同居」が法令の世界でありうるのか、このことも「学制」研究で悩まざるをえないことの一例である。一方でこの付記があるために、これまで就学告諭というのはこの命令に従って発せられた告諭のことだと理解されがちであった。しかし「学制」以前にも、多くの就学告諭が存在していた。

資料編を入れ総五八四頁の労作である川村肇・荒井明夫編『就学告諭と近代教育の形成』⁽¹⁾は、就学告諭研究会メンバー一五名が就学告諭と呼ばれる文書の全国的調査収集を実施し、さまざまな角度から分析した共同研究の成果である。本書では就学告諭の定義を再検討し、①明治新政府の発足から「教育令」公布までに、②府藩県官員あるいは管内各地域の指導者層が作成した、③初等教育機関への就学喚起を目的とした「説得的論理を包含する文書」と定義し直している。その結果、同研究会の前著で収集検討された告諭数は四〇〇以上であったのに対し、今回の再定義に当てはまった就学告諭は二二八件となり、そのうち「最も告諭らしい告諭」一八七件が選別され資料編に収録されている。国民精神文化研究所編『日本教育史資料書 第五輯』（一九三七年）の一七件と比べると、格段の発展である。そのなかには、これまで富山県（新川県）の就学告諭とされてきたが、実は宮崎県告諭の一部であることが判明した「説諭二則」も含まれている。

就学告諭は、明治維新前後の地方官や指導者が、学問・教育・学校の必要性をどのように訴えていたかを知ることができる貴重な史的文書であり、それぞれに工夫を凝らした説諭は新時代開幕時の熱気を感じさせ興味深い。

本書の内容をすべて紹介することはできないが、第一部「就学告諭とその論理」の第六章はアメリカとの比較である。アメリカでは公民権や自然法に基づいて受教育権を根拠とする就学勸奨が行なわれていたが、日本ではそういう視点からの告諭は大分県の一件のみで、非就学は新権力体制の末端としての「戸主親」の越度・

責任・義務であるとか、就学は立身・立家など「家」の実利になるといった論拠が多く用いられていた。

第七章は、「学制」三年前の一八六九年に「公教育法」を制定したオスマン帝国との比較である。宗教を捨象した「学制」とは異なり、「公教育法」では宗教が教科の筆頭であり、宗教・宗派による別学、さらに非ムスリムの宗教と言語についても規定していた。しかし同法の一三年前の勅令がムスリムと非ムスリムの「法的平等」を宣言していたこと、同法が中学校以上でのムスリム・非ムスリムの共学を規定していたことを考えると、人々を区別する基準（身分や性ではなく宗教）の「平準化」が指摘できるといえる。

第二部「地域における就学告諭と小学校設立」の第一章は、渡会府（わたらい県）の事例である。明治元年七月に旧伊勢神宮領と旧幕領を管轄する新政府直轄地として設置された渡会府の主導によって、従来のような上級神宮子弟のみ対象ではないが漢籍中心の学校の設置が進められた。その財政基盤は神宮改革のための政府御附属米であったので、明治二年九月にそれが途絶えると維持困難となり明治四年一月には「休校」となる。しかし地域有志により学校再興機運が高まる。渡会県庁の入学勸奨説論（明治五年八月）には学制布告書の趣旨が色濃く反映しており、「人才成立之基本」「自主自由ノ権」など「洋学」の効用が説かれ、有志による「学校創立之資金」設置などが記されていた。

第六章は熊本県である。前著で「就学告諭を発していないと思われる県」は香川、熊本、鹿児島³の三県であったが（資料凡例）、今回の調査でも熊本県については「（地方官による）独自の就学告諭の存在」は確認できず、他府県とは異なる展開になった要因について考察されている。と言っても「学制」が無視されたとかではなく、学制布告書自体の回覧の後に区戸長や学区取締に対し幾度も布達し、学校設立・就学勸奨・私家塾の統制などを促したのであった。

附論二によると、福井県域では学制布告書が伝えられたことは確認できたが学制章程についてはできなかったという。地域の実情に合わないと言制章程には不満が抱かれていたが、学制布告書の理念は支持されていたことが関係すると考えられている（後述）。

就学告諭をめぐる興味は尽きない。ところが学制布告書および「学制」そのものに関する本書の見解には、議論が必要だと思われることが多い。本稿では以下、それらの点について論じてみたい。

第一節 「農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ・・・学問ノ何物ヲ弁セス」（学制布告書）の 解釈

「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ」と始まる学制布告書。極めて有名ではあるが、従来その内容について批判的に検討されることはほとんどなかった。そこで拙著『明治五年「学制」——通説の再検討——』では、その文章の分かりにくさ、歴史的事実の誇張や虚偽などについて、以下の六点の問題を指摘した。³⁾

- ① 「従来学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖^レ或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ」の意味が理解しにくい。「其道ヲ得サルヨリ」とはどういうことなのか。
- ② 「学問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニラキ学問ノ何物ヲ弁セス」は、本当に事実に沿っていたのか。
- ③ 「士人以上ノ稀ニ学フ者」とあるが、事実を反する表現ではないか。

④ 「国家ノ為ニスト唱へ」て学問すれば、どうして「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥」ることになるのか。

⑤ 「士人以上ノ稀ニ学フ者」が「国家ノ為ニスト唱へ」て学問して「空理虚談ノ途ニ陥」ることが「沿襲ノ習弊」で、それが「貧乏破産喪家ノ徒」が多い理由であれば、「士人以上ノ稀ニ学フ者」に「貧乏破産喪家ノ徒」が多いことになるが、不自然ではないか。

⑥ 最後の但書中の「一般ノ人民他事ヲ抛チ自ラ奮テ必ス学ニ従事セシムヘキ様心得ヘキ事」の意味がとりにくく誤解を招きやすい。

『就学告諭と近代教育の形成』の第三章（川村肇）では、これら六点が各府県の就学告諭でどのように受け止められたかという新しい視点で検討していただいた。そして前記の②と④に関しては、拙著と異なる見解が示されている。まず②について見てみると、拙著の記述が次のように紹介されている。

学制布告書のなかの「学問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニヲキ学問ノ何物ヲ弁セス」は本当に事実に沿っていたのかと疑問を呈し、「寺子屋や私塾、郷学での教育のことを無視している」「庶民のために出版されていた各種往來物の存在もまったく考慮していない」、そして『遅れた日本』という認識を公式に外国に与えることになり、非常に都合が悪い」と述べている。

これに対する川村氏の理解は、「学制布告書で下層階級や女性が弁えなかった」とされているのは「読み書

きなどの初級の教育」ではなく「学問」のことであり、そして江戸時代の「学問」といえば一般に「儒学（漢学）」である。学問が「日用常行言語書算」などとされたのは、「まさにその学制布告書からのこと」であったという。⁽⁴⁾

ところで学制布告書とは言うまでもなく、新政府による人民一般に対する論しであるので、そこには当然、新政府の政治的意図が秘められている。教育史研究としては、一つの言葉の裏の意味などを考え、その隠された意図を読み取ることはもちろん重要である。けれども学制布告書は、その後小学校などに配布され人民一般の啓蒙に使用された文書であるので、まずはそれを「文字通り」に読むことが必要である。学制布告書の冒頭部は、次のように述べている。

そもそも人が自ら立身・治産・昌業するには「学」が必要で、そのために「学校」がある。「日用常行言語書算」を初めとし「土官農商百工技芸及ヒ法律政治天文医療等」に至るまで、およそ人の生活に「学」がなるところなどない。したがって「学問」とはまさに「身ヲ立ルノ財本」なので、人は誰でも学ばなくてはならない。

ところが従来から「学校」が設けられかなりの年月が経つにもかかわらず、人々は「方向ヲ誤」って「学問」は「士人以上ノ事」と考え「農工商及ヒ婦女子」に至ってはこれを「度外」におき「学問」の何たるかを弁えない状態になっている。そこでこれから「一般ノ人民」は「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人」が無いようにしなければならない。

要するに、人は誰でも「日用常行言語書算」から始まる「身ヲ立ルノ財本」としての《本来あるべき学問》を学ぶべきである。にもかかわらず、人々、とりわけ「農工商及ヒ婦女子」は、それを学んでこなかった。したがって今後「一般ノ人民」は、「不学ノ戸」「不学ノ人」をなくし、そういう《本来あるべき学問》を学ぶべきだ。このようにしか読めない。つまり人々誰もが学ぶべき学問は、江戸時代と明治新時代とで区別されていない。

しかし川村氏によれば、「日用常行言語書算」を含める学問観は学制布告書が初めて示したのである。したがって学制布告書は、「農工商及ヒ婦女子」は「学問（儒学）」から疎外されてきたと述べているのであって、「初級の教育」からではないという。もしそうだとすれば、学制布告書のどの部分によってそう判断できるのだろうか。その論拠は述べられていないが、その代わり、学制布告書は「初級の教育」と「学問（漢学）」とを区別しているという別の論点が挙げられ、そのことの言わば「間接証拠」として、次の京都府告諭（明治元年一月二〇日）が紹介されている。

此小学校ノ構ト云ハ学文而已之為ニアラス便利ノ地ニ建營シテ手跡算術読書ノ稽古場ナリ儒書講釈心学道話之教諭也組町集議之会所ナリ又或時ハ布告之趣意ヲ此処ニテ委細ニ説キ聞セ多人数之呼出シモ態々当府ヘ罷り出終日ノ手間隙ヲ費サス共府ヨリ此処ヘ出張シ申渡ス事モアルヘシ。⁽⁵⁾

同氏によればこの告諭は、『学文』（＝学問）と『手跡算術読書』の稽古、『儒書講釈』、『心学道話』の教諭を別のものとして扱っている。近世的用法はこのようであった⁽⁶⁾という。この表現では、『手跡算術読書』だ

けでなく「儒書講釈」や「心学道話」までも「学文」とは「別のもの」として扱うのが「近世的用法」であったかのように読めるが、おそらくは、「手跡算術読書」の稽古は「儒書講釈」「心学道話」といった「学文」とは「別のもの」として扱われたという意味であろう。

しかし果たしてそのように読めるだろうか。同告諭はまず、小学校とは「学文」のためだけにあるのではないと述べている。では「学文」以外に何のためにあるのかと思っただけで読み進めると、「手跡算術読書」の稽古、「儒書講釈」、「心学道話」教諭のためでもあると続く。ところが「儒書講釈」や「心学道話」は「学文」に入るはずなので、この読み方は間違っていることに気づく。

そこで「小学校は「学文」のみのためにあらず」の後には、小学校で行われることの事例が「学文」を含める形で「手跡算術読書」「儒書講釈」「心学道話」と挙げてあると読みざるをえない。この告諭で重要なのは、後半に出てくる「組町集議之会所」とか、一日かけて府庁まで来なくても府から主張して「布告之趣意」を「委細ニ説キ聞セ」ることなどで、これらこそが、小学校の「学文」以外の重要任務として強調されたのである。明治二年五月から、報時鼓を備えるなどコミュニティセンターの役割を兼ねた六四の番組小学校が京都市中に開設されていたが、その推進に大きな役割を果たしたのが、この告諭であった。

したがって「手跡算術読書」「儒書講釈」「心学道話」を並列させている京都府のこの告諭は、「手跡算術読書」を「学文」とは「別のもの」として扱っているという主張の証拠として、あまり適切とは言えない。そしてともと学制布告書との関係で川村氏が提起していた論点は、「農工商及ヒ婦女子」が疎外されていたのは「学問（儒学）」からであって「初級の教育」からではなかったことである。しかしこの京都府告諭からそういう意味を読み取ることは、もちろん出来ない。

ところで「手跡算術読書」と「儒書講釈」とが「別のもの」であるのは、当然のことである。両者は関連し合っているが、まったく同一ではないからである。

このことについて学制布告書は、読書算という初等教育とその後が続く学問とを連続的に捉え、それが《本来あるべき学問》であると考えていた。そのことは、「日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技芸及ヒ法律政治天文医療等」に至るまで、およそ「人ノ営ムトコロノ事学アラサルハナシ」という文に明らかである。そうした考え方は、本書『就学告諭と近代教育の形成』で紹介されている奈良県の就学告諭（明治五年六月）にも見られ、そこでは「其知識ナルモノハ学問ヨリ生シ其学問ハ幼少ノ時読書手習算術等ヨリ漸々修業致サスシテハ容易ニ成就スルコトナシ」と論⁽⁷⁾されている。このことは現在においても通常の考え方であろう。

さらに、川村氏の理解に従って、下層階級や女性が弁えなかつたとされているのは「学問（儒学）」のことで「初級の教育」ではないと考えると、次のような不都合も生まれてしまう。江戸時代の農工商・婦人は「学問（儒学）」から排除されてきたので、今後はそういう「学問（儒学）」を学ぶべきだというのが学制布告書の論旨になることである。しかし学制布告書が結論として求めているのは、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコト」であり、また幼童を「男女ノ別ナク小学ニ従事」させることであり、要するに「初級の教育」の普及なのである。

以上のような理由で、学制布告書はかなり過激な表現をとってはいるが、これまで「農工商及ヒ婦女子」は読み書き教育すら受けず無知のまま放置されてきたと読むのが自然ではないだろうか。そうとしか読めないからこそ、同時代人の森有礼（当時駐米公使）も、そう英訳したのである。『ニューヨーク・タイムズ』が布告書を含めた長文の「学制」紹介記事を掲載したが、それは森有礼の翻訳を基にしている、そこでは次のように

記されていた。

Farmers, mechanics, traders, and women were left in ignorance, so that they knew not what education was. ⁽⁸⁾

森の翻訳文自体の検証はできていないが、その後の菊池大麓や吉田熊次の英訳も、学制布告書の「学問(learning)」に《本来あるべき教育》と「儒学」の二種類の意味があるようにには考えていない。

一八七六(明治九)年のフィラデルフィア万国博のために、文部省は英文の『日本教育史概要』を出版し、学制布告書を部分的に紹介している。そこでの当該箇所は、「下層階級、そして女性にとつては、学問はこれらの領域を越えたものと見なされ、たとえ学習されることがあつたとしても、限られた性質のものであつた」となっていて、抄訳にもかかわらず傍線部が補足されている。⁽⁹⁾

川村氏によれば、「竹中が批判している〔中略〕文部省訳はむしろ正鵠を射ていると評価できよう」という。⁽¹⁰⁾しかし拙著は、文部省訳の「批判」などまったくしていない。江戸時代の農工商や婦女子が「無知のまま放置されてきた」ことを認める政府公文書(学制布告書)の「不都合さ」については、当時の文部省も「よく認識していたと推測できる」と記しただけである。

また上記文部省訳が、どのような意味において「正鵠を射ている」と言えるのか。この評価を引き出す根拠とされている「読み書きのような教育ですら、江戸時代後期に至っても、とくに農村には大して普及していなかった」という状況の指摘を踏まえても、よく分からない。むしろ、拙著の解釈が後押しされるくらいであるが、恐らくは、補足されることによって史実により近くなったと判断されたからであろう。史実としては確か

にその通りかも知れない。

しかし、拙著が問題にしたのは史実のことではなく、学制布告書の記述についてであった。「農工商及ヒ婦女子」は読書算を含む《本来あるべき教育》から疎外されてきた、と読んだ拙著に対して、同氏はそうではなく「学問（儒学）」から疎外されてきたと読まれた。そしてそれを論証する叙述の結論部で、「正鵠を射ている」が登場する。したがってもし上記文部省訳が、《本来あるべき教育》からではなく「学問（儒学）」からである、との確に表現しているのであれば、「正鵠を射ている」はよく理解できる。しかし翻訳の仕方如何にかかわらず、そういう内容の文ではないので、いったいどのような中しているのか、よく分らない。

拙著が文部省訳を紹介したのは、当時の文部省もまた学制布告書を、《農工商及ヒ婦女子》は初級教育からも疎外されていた」と読んでいた、そう考えられることを示すためであった。直訳のままでは、《遅れた日本》を外国に公的文書で認めることになる。その恐れがあるために、あえて補足した英訳文を作成し「極端さ」を「緩和」したのではないか。

では、そもそも学制布告書はなぜ虚偽・誇張を含む過激な表現を採用したのだろうか。その理由として考えられるのは、学制布告書が明治新政府のマニフェストであったことである。つまり旧幕時代の学問・教育をすべて無価値なものとして否定し、新政府の方針に従って最初からやり直すべきだとのアピールであった。それは「学制」の有難さを強調するための戦術であり、B・プラットによれば、こうしたテクニクはイギリスのエジプト植民地政府によって採用されていたという⁽¹¹⁾。

ただ一八七二（明治五）年の「学制」は世界的に見て、公教育制度の法令として極めて先進的であり、外国人からは「称讚」さえ受けた⁽¹²⁾。もっとも条文通りの実現は難しかったが。

第二節 「国家ノ為ニスト唱へ」(学制布告書)の「国家」とは

学制布告書に対する拙著の疑問の④は、「国家ノ為ニスト唱へ」て学問すれば、どうして「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥」ることになるのか、その因果関係が分からないことであった。この疑問に対する川村氏の解答は「意味が通じる」であり、その理由が次のように説明されている。

学制布告書は「朱子学的な啓蒙主義」の産物であるので、「国家ノ為ニスト唱へ」の「国家」というのは、『大学』八条目にある「治国平天下」の意味の国家である。そして「国家」が「治国平天下」の意味の国家であれば、「天下国家を空疎に論じるような実用的でない学問」が「空理虚談」に陥っていたという批判は意味が通じる。⁽¹³⁾

そして秋田県の就学告諭(明治六年九月一三日)が「たとえわずかな傑出者が学習しても」徒ニ浮華ニ趨リ坐上ニ治国平天下ヲ説キ或ハ高尚風流文雅ニシテ詞章ニ耽リ「云々」と述べているのは、そのような意味においてであり、「川村氏と」同様の布告書理解と見てよい⁽¹⁴⁾という。

ところで一・二名の学制取調掛が布告書の作成にどのように関与したのか、未だ明らかでない。ただ事務・行政官を除いた九名のうち七名が洋学者であった事実から、時代の方向性を窺うことができそうである。

各府県の就学告諭は、その学制布告書をどのように受け止めたのか。布告書の内容を一八の論点に分け、それらが布告書後に出された六一の府県就学告諭にどう反映されているかを調べた本書の分析(川村氏)は興味

深い⁽¹⁵⁾。それによると、最大一五の論点で一致する就学告諭が三件ある一方で、まったく一致しないものも四件あり、平均の一致点数は三・六だという。府県の告諭は学制布告書の命令によることを考えると、その影響力は予想外に強くなかったと言える。しかし論点のうち「立身昌業（正確には立身治産昌業）のためには、身を修め智を開き才芸を長ずることが必要だ」の一致率は約四六％で、一番高かった。したがって、この論点（布告書冒頭部）の影響力は強かった。

この部分にも、学制取調掛の多数が洋学者であったという時代精神が現れており、そのことが府県就学告諭に反映していると考えられる。事実、渡会県庁の入学勸奨説論（明治五年八月）は「洋学」の効用を説いていたし（前出）、それ以外にも「西洋文字」「外国ノ事情」「洋学」（秋田県、明治六年三月）、「西洋諸国との交り」「文明日進」「西洋人」（名東県（徳島）、明治六年一月）など、学制布告書にもない言葉を使って西洋志向を明確に示しているものが各府県就学告諭にはある。明治七年四月の埼玉県権令・白根多助（元長州藩）の告諭に至っては、「米国ウエラント」の「経済論勉強篇」の摘訳を紹介し、なぜ「勉強ハ物価ヲ生スルノ財本」であるのか「実学ノ功用」を説明して、人民が「文明ノ化ニ浴スル」ことを求めている（いずれも本書資料編に収録）。福沢諭吉が官軍と彰義隊とが戦う砲声を聞きながら、芝新銭座の塾において「英書で経済の講釈」をしていたという話は有名であるが、そのときの英書とは、二度目のアメリカで買ってきたFrancis Wayland（1796-1865）の*The Elements of Political Economy*（1866）であった。「徹底した経済的自由主義」に貫かれた同書について福沢は、「心魂を驚破して食を忘れるに至れり」と回想していたとい⁽¹⁶⁾。

他方、川村氏によれば、「学制布告書の書き手の土台にあったのは儒教的な教養だったことは言うまでもない」という。確かに洋学者を含め、当時の武士階級出身知識人の精神的土台が「儒教的な教養」だったことは

否定できないが、川村氏の主張では、学制布告書は土台というより理念そのものが「朱子学的な啓蒙主義の産物」なのであり、その根拠が就学告諭研究会の前掲前著で次のように示されている。布告書の冒頭部は「『学問』があらゆる人の生活のあらゆる場面に顔を出して、人生を左右すると述べている」「それに相当するものは、前近代において朱子学の『理』を置いて他にはない」からである¹⁷⁾。

近代の出發を象徴する学制布告書の理念をなぜ「前近代」に求める必要があるのか分らないが、もしそれが朱子学の「理」を表現しているとすれば、第一節で紹介した川村氏の見解とは齟齬してしまうのではないかと氏は、「学問が『日用常行言語書算』などとされたのは、まさにその学制布告書からのこと」であると、つまり学制布告書の学問観はまったく新しいものだと言張されていた。確かに立身・治産・昌業のための学問という学制布告書の考え方は、「道德的な研鑽」を目的とするのが「一般的」だった江戸時代の「学問」や（川村氏、後出¹⁸⁾）、朱子学の重要理念である「格物致知誠意正心修身齐家治国平天下」（後出）などとは次元が異なる。だからこそ、学制布告書的な学問観は「まさにその学制布告書からのこと」と主張されたのではなかったのか。

「『学問』があらゆる人の生活のあらゆる場面に顔を出して、人生を左右する」、つまり「生活のあらゆる場面が学問である」という考え方自体は、ペスタロッチの「生活が陶冶する」にも似ていて、そう限定的なものではない。やはり「何のために学ぶか」が重要であろう。

それはさておき、学制布告書の「国家」はなぜ朱子学的「国家」の意味だと考えるべきなのか。川村氏による理由説明をまとめると、以下のようになる。

④まず「日本」という近代国家の意味ではない。学制布告書は「国家のためと唱えてする学問」を批判しているであるから、江戸時代に「近代国家のために行う学問が存在した」というのは論理的に意味が通らな
い。

⑤そこで従来のようにこの「国家」は「藩」のことだと読めば、「藩」のためにした学問がなぜ「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥」り「身二行ヒ事ヲ施スコト」ができなくなるのか、「論理的な関連」が見いだせず「無理がある」。

⑥そもそも江戸時代の「学問」は「道徳的な研鑽」を目的とするのが「一般的」で、「学問」を「藩のために行う」とは考えていない。「江戸時代の全体を通じて」新井白石など「ごく少数の例外」はあるが、「儒学者の学問が藩政や幕政に直接の形で役立ったことはほとんどない」。ただ幕末に藩政建て直しや西洋学の輸入を企図した学問は、「すぐれて実用的」な「藩のための学問」であった。

⑦ところで学制布告書は「身に行ひ事に施すこと」を重視している。この部分は『大学』の八条目「格物致知誠意正心修身齐家治国平天下」の論理を「下敷きに理解しなければならない」。そうすれば「国家」は八条目の「天下国家」という意味での「国家」となり、そう理解すれば、「天下国家」のために「学問」しているとは唱えながら「身に行ひ事に施すこと」すらできないと、批判する論理になっていることが分かる。「藩」と理解すればつながらなかつた部分が「理解可能」になる。¹⁸⁾

さて上記④において、日本という「近代国家」の意味でないのはその通りである。また「国家ノ為ニスト唱へ」は旧幕時代の「沿襲ノ習弊」を批判する文言なので、この意味でも「近代国家」のことではありえない。

次の㊦の、「藩」のための学問がなぜ「空理虚談」に陥るのか「論理的な関連」が見いだせないというのも、その通りである。だからこそ拙著の疑問④となったのである。

ところが㊦では、そもそも江戸時代の「学問」は「藩のために行う」とは考えていないとある。そうだとすれば㊦の記述と整合しなくなる。なぜなら、「藩のために行う」とは考えない「藩」のための学問など「空理虚談」に陥らざるをえず、したがってそうなる「論理的な関連」が「無理」なく見いだせてしまうからである。

そしてまた、「儒学者の学問が藩政や幕政に直接の形で役立ったことはほとんどない」とすれば、林羅山や第三代林信篤（鳳岡） 大学頭以降の歴代林家儒者や幕府昌平坂学問所の儒者たち（後述）、土佐藩の野中兼山、加賀藩に仕えたのち綱吉の侍講となった木下順庵、吉宗に仕えた室鳩巢、福井藩の横井小楠など、幕府や藩に仕えた多くの儒者たちは、新井白石など「ごく少数の例外」とは違って、みな役立たずであったことになる。それでいいのだろうか。

そして㊦では、「国家」を「天下国家」の意味で捉えれば、「天下国家」のために「学問」していると唱えながら実際には「身に行ひ事に施すこと」すらできない、と批判する論理になっていることが分かると言う。

しかしそういう論理であれば、㊦においても当てはまるはずである。「藩」のために学問すると唱えながら実際には「空理虚談」をしている、と批判できるからである。つまり「国家」を「藩」と理解すればつながりないと言われる部分は、「藩」と理解してもつながって「理解可能」なのである。

しかもそのうえ「藩」のための学問とは、㊦で「儒学者の学問が」とあるように、実は主として「儒学」であった。そうであるなら、「藩」のための学問と「天下国家」のための学問とを区別する必要性はまったくない。

ところで『大学』における「天下国家」のための学問（朱子学）とはいかなるものだったのか。川村氏によれば、朱子学とは「身に行ひ事に施すこと」を重視する学問であり（②参照）、前掲前著で次のように説明されていた。

『大学』の八条目（格物致知誠意正心修身齐家治国平天下）は、「朱子学が重視した復初の工夫を大づかみに示したもので、後段特に修身以下は、自分に近いところでの道徳的实践が同心円上に拡がってゆき、最終的には天下を平らかにするところまで行き着くという意味のことを述べている」⁽¹⁹⁾。

文中の「復初の工夫」、つまり「本然の性」に復帰する工夫が示すように、朱子学では「道徳的实践」が重視される。「治国平天下」は、厳しい自己修練・自己統制などの実践を前提にして初めて達成されるのである。このことを或る注釈書も次のように解説している。「八条目」とは「一身から天下に至るまでの一貫した、しかも段階を追って拡大する道徳の実践」を説いており、身を修めるには「感情の正平」、家を斉えるには「思慮の公平」、国を治めるには「教化の忠恕（真心と思いやり）」、天下を平定するには「絜矩の道」（自分の心で人の心を推量し、相手の嫌がることはせず、好むことをする）を重視している。⁽²⁰⁾

川村氏は前著で、朱子学とはこのような学問であると確認していたにもかかわらず、本書『就学告諭と近代教育の形成』では、「国家」が「治国平天下」の意味であれば、「天下国家を空疎に論じるような実用的でない学問」が「空理虚談」に陥っていたという批判は意味が通じるといえる。朱子学は「実用的でない学問」だと無条件に評価していると思えず、実に困惑してしまふ。

もし「儒学者の学問」が藩政や幕政に役立ったことはほとんどなく、昌平坂学問所の儒者たちが「空理虚談」に日を費やしてしたとすれば、彼らが「貧乏破産喪家ノ徒」(学制布告書)になっても当然であった。

しかし林羅山は「仁政・愛民の儒教的政治思想」を理想とし、家康・秀忠・家光の三代にわたる將軍側近として諮問に答え、「儀礼・典則・外交関係の文書の起草」に当たった。⁽²¹⁾そして林羅山、熊沢蕃山、荻生徂徠、佐久間象山、横井小楠らに共通して言えることの一つには、課題解決の主体である將軍や藩主に「仁君たることを期待」して「適切な忠告やきびしい批判を忘れなかったこと」があるという。⁽²²⁾

昌平坂学問所や藩校の儒者たちは政治教育を担う一方で、自らも政策形成に参加し、朱子学は幕藩体制をイデオロギー的に支えてきたのである。

昌平坂学問所の「忘却された儒家の名門」、つまり他に例がない親子三代の古賀精里(一七五〇～一八一七)・古賀侗庵(一七八八～一八四七)・古賀謹堂(一八一六～一八八四)に関する研究によれば、彼らはそれぞれに外交と海防について造詣が深かった。精里は、林述齋大学頭とともに対馬での朝鮮通信使対応役に任命され(文化八年)、「漢文による筆談と漢詩の唱酬」を担当した。⁽²³⁾侗庵は、「当時彼ほどに外国事情に通じた学問所儒者はいないほどの博識」で、日本開国を勧めるオランダ国書(天保一五年)への返書作成を、林培齋大学頭および儒者・佐藤一齋とともに命じられた。⁽²⁴⁾また謹堂と学問所儒者・安積良齋は、プチャーチンが届けたロシア国書添付の漢語書簡の翻訳と返書の起草を命じられ、謹堂はさらに嘉永六年、ロシア使節応接掛の一員に任命されている。⁽²⁵⁾

上記の親子三代儒者のうち古賀精里は純粹の朱子学者であったが、侗庵そして謹堂となるにつれ、学問所儒者の地位のまま西洋学に接近している。なぜそういうことが可能だったのか。それは、朱子学が普遍的な「理」

を追求する学問だったからである。

朱子学は、自然界・人間界を共通して貫いている「理」を追求した。川村氏が述べていた「学問」があらゆる人の生活のあらゆる場面に顔を出して、人生を左右する「理」は、このためである。「理」の追求は、まず「八条目」の「格物」と「致知」から始まる。「格物」の解釈は難しく何種類もの異説があるというが、『荀子』での「物を賛稽す」が相当すると考えれば、『物』の複雑な関係を道の基準に照らして正し、個々の『物』の事態を正確に認識することであり、「格物」は「物をただす」と読むのが最も妥当ということになる。²⁶自己と事物に内在する個別の理、そして究極的には宇宙普遍の理を、「物」を「格」すことで追求し、「知」に「致」る。当然そこでは、合理的思考が要求される。

幕府最高位の「御儒者」であった中村正直が、イギリス渡航を経て自由民権運動にも大きな影響を与えることができたのは、朱子学者として「理」を追い求め、東洋と西洋を一元的に把握し、両者に本質的同一性を認めることができたからであった。慶応二年の幕府英国留学生派遣に際する「留学奉願候存寄書付」において、彼は次のように、その随員にと自己推薦していた。

古来「通天地人謂之儒」と言われるように、天地人に通じることが「儒」であり、そうであれば天も地も人も「支那」だけに限定されない。日本では従来は西洋学のうち「物質の学」しか学んでこなかったが、今後は「人倫の学」「政事の学」「律法の学」など「性霊の学」を心得ている者が必要である。ただしこうした学²⁷の「是非善悪を熟察し邪正利弊を探求」するには、儒学の伝統に連なる者でなくてはならない。

しかもここで留意すべきは、昌平坂学問所の林学齋大学頭が、中村の渡英に助力していたことである。⁽²⁸⁾

それでは本題に戻り、学制布告書の「国家ノ為ニスト唱へ」の「国家」はどう捉えるのが一番妥当であろうか。「沿襲ノ習弊」を批判する文脈における文言なので、「近代国家」ではありえない。とすればやはり藩や幕府となる。しかも「国家ノ為ニスト唱フルヲ以テ学費及其衣食」まで「官ニ依頼シ之ヲ給スルニ非サレハ学ハサル事ト思ヒ」（学制布告書但書）からしても、学費・衣食を支給してきた藩や幕府という具体的な組織のことである。抽象的な「天下国家」は、学費・衣食の支給などしてくれない。

さらに「士人以上ノ稀ニ学フ者」つまり超エリート学者が「国家ノ為ニスト唱へ」からすれば、この「国家」は「幕府」のことであり、とりわけ昌平坂学問所の儒学者たちが「空理虚談ノ途ニ陥」りと誹謗中傷されている。

ところがもう一点重要なことがある。学制布告書では「藩」とか「幕府」でなく、旧幕時代に一般的でなかった「国家」や「官」が使われていることである。それには、明治新政府役人の意識が反映していると考えられる。学制布告書の結論は、「国家ノ為ニスト唱へ」て学費・衣食まで多く「官」に依存してきたことを批判し、今後は「此等ノ弊ヲ改」めて教育費の自己負担を求めることであった。そうであれば、「国家」や「官」に明治国家が重ねられていないと意味がない。

以上、学制布告書の「国家」の解釈を巡っていろいろ論じてきた。同布告書には「士人以上ノ稀ニ学フ者」とか、その学問は「空理虚談」であるとか、多くの虚偽・誇張が含まれていたが、それは既述のように、学制

布告書が幕府の正統学であった朱子学を含め旧幕時代の学問・教育を無価値なものとして全否定し、すべて明治新政府の方針に従って初めから学び直すことを主張するマニフェストだったからである。

私たちはいろいろ解釈を加えて読むことができる。けれども学制布告書に接した一般人が、その隠された性格を見抜くことは困難だったはずである。したがって文字通りに読めば、「国家ノ為ニスト唱へ」て学問すればなぜ「詞章記誦ノ末に趨リ空理虚談ノ途ニ陥」るのか理解できない。外国人なら、なおさらである。だからこそ文部省『日本教育史概要』（前出、明治九年）は、「国家ノ為ニスト唱へ」に「口実 (pretext) として」を補足し、その因果関係が具体的に分かるように訳す必要があったのであろう。

「上級階級」は「国家ノ為ニ」を「口実として」学問するが、「彼ら自身の利益あるいは国家の利益になり
 そうなことを学ぶ代わりに」「多くの時間が詩作や優雅な金言の作成といった無益な仕事に費やされたので
 ある」（傍線部は文部省による補足²⁹）

しかしそういう工夫が凝らされてはいるが、この文部省訳も学制布告書のマニフェスト性は失わず、虚偽や誇張は残されたままである。

江戸時代の「上級階級」の学問の「多くの時間が詩作や優雅な金言の作成といった無益な仕事に費やされた」わけでは決してなかった。寛政期に創始された幕府の試験（吟味）制度の本質が朱子学奨励の装置であったことは確かであるが、一方で「学問吟味及第者」の一部については「その業績を根拠にした幕府役職への優先的任用」の慣行が存在し、「幕臣の間に試験を通じた立身や榮譽を目当てに学習する者」さえ現われた。また昌

平坂学問所の教務職員の任用に際しては「身分の如何よりも専門の職能が問題にされるべき部署」との認識が幕末の文書に見られたという。³⁰⁾つまり文部省訳とは違って、「彼ら自身の利益あるいは国家の利益になりそうなこと」も学ばれていたのである。

儒学以外の分野では、早くも江戸前期には土木工事や経済活動のために和算が発達し、吉田光由『塵劫記』（二六二七年）などが広く読まれていた。円周率の求め方を含む関孝和の遺著『括要算法』（一七一二年）は有名である。関の高弟・建部賢弘は「独創的和算家」として高く評価されているが、彼の『算学啓蒙諺解』（一六九〇年）はデカルトと同様の考え方によって「面積図を使って各種の四則応用問題」を解いていた。³¹⁾

天文学・測量学では、高橋至時が「寛政暦」（一七九八年～一八四四年）を、その門人の伊能忠敬が「大日本沿海輿地全図」（一八二二年）を作成しているが、いずれも幕命を受けてである。

その他、医学、兵学など実用的学問のことを、学制布告書はまったく無視している。幕末の学問が川村氏の主張の通り「すぐれて実用的」で「藩のための学問」であったことは事実であるが、実用的な学問の発達は決して幕末期に限ったことではなかった。

江戸時代の「学問」が「空理虚談」に陥るどころか、現実に対し影響を与える、したがって無視できない力を有していたことを示す例も多い。朱子学を批判して幕府から弾圧された陽明学者たちがある。熊沢蕃山は岡山から下総に幽閉され、山鹿素行は江戸から赤穂に流され、そして大塩平八郎が起こした乱は有名である。他方で国学や後期水戸学、吉田松陰の思想などは、倒幕運動の重要なイデオロギーとなった。

赤穂浪士の討入事件を巡っては、朱子学者・室鳩巢が「無条件に讚美」したが、他方で荻生徂徠は「切腹論者」であった。直接に儒学原典に拠ることを主張した徂徠学（古文辞学派）は「政治的思惟」の優位性を論じ、

「個人道徳を政治的決定にまで拡張すること」を断固として否定したからであつた。経緯は不明であるが、結果的に徂徠の主張が通つたことは衆知の通りである。当時、荻生徂徠は五代將軍綱吉の側用人・柳沢吉保に仕えていた。

江戸時代の多様な学問を担つたのは、決して「士人以上ノ稀ニ学フ者」、つまり「国家ノ為ニ」を「口実」に学費や衣食を「官」に依存したエリート学者だけではなかつた。石田梅岩（一六八五〜一七四四）中井鷲庵（一六九三〜一七五八）手島堵庵（一七一八〜一七八六）本居宣長（一七三〇〜一八〇一）広瀬淡窓（一七八二〜一八五六）など、多くの町人学者のことまた、学制布告書は無視している。

このように見てくると、「農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ〔中略〕学問ノ何物ヲ弃セス」とか、「士人以上ノ稀ニ学フ者」も「詞章記誦ノ末に趨リ空理虚談ノ途ニ陥リ」がちで、これが「貧乏破産喪家ノ徒」が多い理由であるなどと述べる学制布告書を、そのまま受け入れるわけにはいかない。それが政治的マニフェストであつたことに留意する必要がある。

第三節 「学制」の異質性理由の説明

本書『就学告諭と近代教育の形成』第一部附論三（森田智幸）では、拙著ではなく拙論文³³⁾について検討し、「とくに以下の二点が興味深かつた」と評価していただいた。その二点とは、「学制が他の法令と比較し異質な性格を持つていること」および「学制布告書と学制章程における序文―本文の関係」である。³⁴⁾

ところが「興味」を抱く理由がまったく異なっているようなので、この二点について論議を深めてみたい。

拙論文では、「頒布」とは一般に「配布」を意味する用語であるにもかかわらず、これまでよく「発令」「制

定」の意味で「学制頒布」と言われてきたその理由を探る中で、日本教育史関連連書が原典であるかのように依存しがちだった『明治以降教育制度発達史』の記述を検討した。そして同書が「学制」の「頒布」を強調するために引用している、太政官修史局編『明治史要』（明治九年～一八年）に着目した。そこに「学制ヲ頒布シ」の記述があったからである。

このことに関して森田氏が『明治史要』の記述を検討した結果、次のことが分かったという。

『明治史要』の記述の特徴をみると、「頒布」もあるが「頒ツ」「令ス」「定ム」が多い。当時の法令の世界は「公布」するものではなく、「令ス」「セシム」「定メ」「頒ツ」ものであったと考えられる。したがって『明治史要』が「頒布」を採用したことは、「定メ」「頒ツ」ものとして「学制」を捉えたことの表れであり、なにも「不自然」なことではない。⁽³⁵⁾

ところで拙論文は、東京帝国大学史料編纂所復刻『明治史要』に典拠として付記されている「憲法類編、布告全書、文部省布達全書」について、それらが『明治史要』の記述に正しく反映されているかどうか調べ、そして『明治史要』は「布告全書」をなぜか無視し他の二つの典拠のみに依拠していることを確認した。拙論文はそこまでしか論じていない。したがって森田氏がいう文脈では、つまり「頒布」が採用されていることが「不自然」であるという文脈で、「不自然」という言葉は使っていない。⁽³⁶⁾

「不自然」が出てくるのは、のちの拙著においてである。けれども『明治史要』が「頒布」を採用したことが自体が「不自然」というのではない。森田氏と同様に『明治史要』の法令表現には「頒ツ」が多く「定ム」

「頒布」の例もあることを調べたうえで、さらに当時の「頒ツ」や「頒布」には「発令」の意味もあること、『明治史要』の各条が基本的に太政官布告の発令日に対応していること、したがってその「頒布」は「発令」の意味であることを、六事例をあげて確認している。

では『明治史要』の「学制ヲ頒布シ」の記事は、なぜ「不自然」だと書いたのか。

『明治史要』の各条に主語はないが、日付は太政官布告の発令日と一致しているので、主語は当然、太政官となる。ところが「学制ヲ頒布シ」の日付は「八月三日」である。そうすると太政官第二一四号「学制」は「八月二日」なので、「八月三日」の条のみ主語は「学制」の全国配布を達した文部省となり、その結果「頒布」は「発令」ではなく「配布」の意味になってしまう。このことが「不自然」だと記した理由であった。⁽³⁷⁾

ただこの問題は、学制布告書と学制条文の両方とも太政官第二一四号だとする拙論の立場では「不自然」であるが、これまでのところ未だ明らかでないが森田氏の考えでは、「不自然」でないかも知れない。したがって第四節との関連で再検討する必要がある。

一方で森田氏の附論三は、「学制」の「異質さ」は「同時期のその他の法令との関係」においても指摘することができると、拙論の主張に同意している点もあるかのようにである。同時期の徴兵令、地租改正の「修正、追加」は「太政官」中心になって行っており、「学制」のように修正、改訂を省が中心となって進めた『布告』は他には確認できなかった⁽³⁸⁾こと、明治十二年「教育令」の「修正、追加」も太政官によって行なわれていること、以上を森田氏が確認したからである。

ところが森田氏は、このことは「文部省による『頒布』を強調すべき十分な理由があったと解釈すべきだろう」と続けている⁽³⁹⁾。その「十分な理由」の説明がないので残念であるが、これまでの論述と後述する第四節か

ら推論すれば次のようになるだろう。

同時期の重要な法令、「徴兵令」や「地租改正」の「修正、追加」は太政官中心であったが、「学制」に関しては文部省中心で行なっている。その理由は、「学制」が「同時期のその他の法令との関係」で「通常ではない」性格を有していたからである。つまり本来なら太政官布告になるべきなのに、文部省が「頒布」〔令ス〕〔発令〕した法令であったからである。

それに対し拙論文では、学制布告書も条文も同じ太政官布告第二一四号であると考えているので、太政官布告の布告書や条文が文部省法令で修正・追加され、そのために「上位法令が下位法令によって修正され、一つの法令が太政官布告の部分と文部省布達の部分から構成される」という、現在では考えられない事実が生まれたことが通常でなかったのである。⁽⁴⁰⁾しかし森田氏の見解では、「学制」は「通常ではない」性格を有した文部省法令だったので、その修正・追加が文部省中心で行なわれたのは当然のことである。

「学制」は太政官法令だったのか、文部省法令であったのか。議論は第四節の問題につながっていく。

第四節 学制布告書と学制章程との関係

拙論文では、学制布告書と学制章程（条文）とは「序文」と「本文」との関係にあると考えた。それに対し森田氏はまず、「序文」と「本文」と言ったとき「法令上の概念としてどのような含意があるのかわからない」ため「非常にわかりにくい」とい⁽⁴¹⁾う。

実は拙著では、この「序文」は法令用語としてあまり適切ではないので、よりふさわしい「前文」に変えてそのことを記している⁽⁴²⁾。憲法や教育基本法、世界人権宣言など重要法令の理念・精神を説明する文章は、一般に「前文」と呼ばれているからである。初めから「前文」であれば分かりやすかったのであるうか。

ところで拙論文が「序文」という語を使ったのは、学制布告書（序文）と章程（条文）とは一体のものであることを示すためであった。それに対し、ようやく明確となる森田氏の見解は、学制布告書は「太政官が発令主体」であるが学制章程は「文部省が主体となった」法令であり、両者は「別の法令」だということである。したがって「序文と本文の関係にある法令と解釈することには無理がある」という⁽⁴³⁾。別法令であれば、確かにその通りである。

学制布告書は太政官法令（八月二日）で学制章程は文部省法令（八月三日）だとする見解は、戦後刊行された日本教育史関係の研究書、概説書、年表、資料集などで一番多く見られるものである⁽⁴⁴⁾。影響力の強い百科事典もまた、「学制」は明治五年八月三日に「文部省布達」で「公布」され、その前日には趣旨説明の「太政官布告（学制序文（以下略）」が発せられた、と説明していた⁽⁴⁵⁾。

本書『就学布告と近代教育の形成』の別の章には、この森田見解とも異なって、学制布告書さえも文部省法令だとする記述も出てくるので混乱せざるをえないが、森田氏は両者を別法令だと考え、そう判断する理由を次の三点から説明している⁽⁴⁶⁾。

- ④『法令全書』の太政官布告第二二四号では、「御布告書」の後に○印があり、その後に文部省名がついた文章が二件続いている。つまり「御布告書」と「学制章程」とは「意識して区別」されていた。

㊦「御布告書」で「学制章程」は「文部省規則」と呼ばれている。

㊧当時の「正院事務章程」では、「凡全国一般ニ布告スル制度条例ニ係ル事件〔等〕」は太政官が「発令」し、「制度条例ニ係ラサル告諭ノ如キ」ものは各省が「布達」とすると定められていた。つまり「全国一般ニ布告」される法令の「発令」が「布告」であり、それは太政官にしかできなかった。

さて上記㊦について拙論文は、『布告全書』そして『法令全書』に掲載されている明治五年八月二日の太政官布告第二二四号は、①序文（いわゆる「被仰出書」）②従来学校一旦廃止の文部省名の命令③文部省名の「学制」条文の三部分から構成されている一つの法令だと考え、そう考える理由を説明している。もし別の法令だとすると、②および③はいったい何なのか説明できないし、また当時は起案した各部署の名前を付した太政官布告はそう珍しくなかったと（明治五年には「学制」以外に一〇件）。しかし㊦には、このことに対する反論などはない。

㊨に関しては、拙論文は何も触れていないので、これを機会に改めて考えてみることにする。

森田氏は、「御布告書」で「学制章程」は「文部省規則」と呼ばれているという。確かに「御布告書」末尾の地方官宛指示文には、「右之通被 仰出候条地方官ニ於テ〔中略〕文部省規則ニ随ヒ学問普及致候様方法ヲ設可施行事」とある。けれどもその「文部省規則」が「学制章程」のことを指すのか、次に述べる「教則」の意味なのかは明確でない。ところが「御布告書」の本文には、「今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ」という部分もあって、こちらのほうが「文部省ニ於テ学制ヲ定メ」と意味明確である。

ただし「文部省ニ於テ学制ヲ定メ」とは、既述のように文部省において起案したという意味である。また「追々・・・布告ニ及フ」とあるので「学制」はこれから「布告」される別法令のようではあるが、「追々」は「教則ヲモ改正シ布告ニ及フ」に係っていると読んだほうが妥当である。と言うのは太政官第二一四号の第二の文章（従来学校一旦廃止）では、「今般定メラレタル学制ニ循ヒ」と完了形になっているからである。したがってこの「布告ニ及フ」は、「追々」改正する「教則」の「布告」のことである（当時の「布告」には「告知」の意味もあった）。事実一か月後の九月八日になって、文部省は「中学教則略」と「小学教則」を布達した。

④の明治四年「正院事務章程」のことは拙論文で取りあげることができなかったが、このことも拙著では論じている。まさに④で紹介されている通りであるが、それにしても議論に不可思議な部分がある。森田氏が説明するように、「全国一般ニ布告スル制度条例ニ係ル事件」は太政官しか「発令」できない。したがって森田氏は、学制布告書は「太政官が発令主体」、学制章程は「文部省が主体となった」法令であると区別していた。しかし「全国一般ニ布告スル制度条例」であるはずの学制章程が、文部省「主体」とはどのような意味なのだろうか。「主体となった」とは「起案した」の意味なのか（それなら当然すぎることに）。「主体となった」のは文部省だが「発令」は太政官なのか（それなら太政官法令なので議論の必要がない）。いずれにしても、説明がないのでよく分からない。

太政官第二一四号に含まれる第二の文章（従来学校一旦廃止）の内容は、そのまま翌日八月三日に文部省第一三号として布達された。文部省の守備範囲だからである。しかし第三の文章つまり学制章程は、文部省から布達されていない。ただ翌日に文部省第一四号で全国「頒布」（配布）が布達されただけである。それは、「学

制」はまさに全国的制度であるため太政官の管轄であり、すでに正式に発令されているからではないのか。

そしてまた森田氏も引用しているように、「制度条例二係ラサル告諭ノ如キ」ものは各省が「布達」するとなっている。それならば「御布告書」こそ「告諭ノ如キ」ものなので、文部省が「布達」しなければならぬはずである。にもかかわらず布告書はなぜ「太政官が発令主体」だったのか。その説明も①にはないので、どうにも理解のしようがない。

拙著ではこの点に関し、この「告諭」は「全国一般ニ布告スル制度」つまり「学制」に付けられたものだからと考えている。学制布告書と学制章程はともに太政官第二一四号である。その両者の一体性を示すには、学制布告書は「前文」と呼んだほうがより適切で、両者は「前文」と「条文」の関係にあるというのが、拙著の考えであった。⁴⁷⁾

森田氏や従来の多くの教育史関係書のように、学制布告書と学制章程とは別法令で、学制章程は文部省の法令だと考えた場合には、文部省にそういう権限があったのかという問題以外にも、学制章程の法令上の種別や法令番号などいろいろ疑問が出てくる。⁴⁸⁾ 史料上の根拠も不明である。そうした考え方のほとんどすべては、「学制」別冊の全国頒布を命じた文部省第一四号を根拠にしているが、第一四号は「学制」そのものではない。

また森田氏によれば、第三節で見たように、『明治史要』の「八月三日」の記事「学制ヲ頒布シ全国ヲ分テ八大学区ト為シ〔云々〕」には何も「不自然」なことはないという。ではこの場合、「八月三日」に「頒布」(発令)されたのは学制章程だけであって(この条の見出しは「八大学区ノ制」)、『明治史要』は学制布告書のことは無視していると考ええるのだろうか。森田氏が「確認」のために使用された『法令全書』、その元となっている『布告全書』では、「学制(布告書)」の発令は「八月二日」のはずである。

ところで附論三での森田氏の見解は、学制布告書は「大政官が発令主体」ということであった。ところが、本書の第二部第二章（森田）には、「文部省は、明治五年八月の学制布告書と同時に従来の学校の悉皆廃止という文部省布達第一三号を発令した」とあって、⁽⁴⁹⁾困惑する。文部省が学制布告書を発令したかのようなものである。もっとも文部省が発令したのは布達第一三号（だけ）とも読めるが、その場合、同第一三号は八月三日なので、学制布告書（八月二日）と「同時に」というのはあまり適切でない。

また本書第一部第五章には、「学制布告書〔は〕文部省が発した就学の勸奨の文書である」という、極めて意味明確な記述も出てくる。⁽⁵⁰⁾この場合は、太政官第二一四号の学制布告書というものは存在しないへ幻々となつてしまう。ところが不思議なことに本書には、「太政官は学制を発令し、全国に五万を超える小学校を設立する計画を立て、実行に移し始めた」（はしがき）「学制は、学制布告書〔中略〕と学制章程からなるもの」（論文編凡例）という、拙論と同じ見解の記述も存在している。

資料編では、「学制布告書」は「太政官布告」として扱われている。ただし、それに付された「明治五年七月 太政官 ↓ 地方官」という説明には、いくつかの疑問がある。⁽⁵¹⁾

法令の頭に付された日付は、通常は発令日を示す。しかし学制布告書の発令は八月二日である。ではこの「七月」とは何なのか。恐らくは、太政官第二一四号に含まれている二つの文部省名文書の末尾に付された日付であろう。けれども肝心の学制布告書には、日付はない。何の説明もない「七月」では、学制布告書の発令日と誤解される。

資料編の「学制布告書」は「地方官」宛と説明されている。その理由を推測するに、布告書末尾に記されている「地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不漏様便宜解釈ヲ加ヘ〔後略〕」という地方官宛命令こそが布告書の

「本体」で、これまで布告の本体と考えられてきた部分は「便宜解釈ヲ加へ」るための「例示」であるという解釈によるものである。⁽⁵²⁾

学制布告書の末尾に地方官宛命令が付されていることをどう考えるのか。これは「学制」研究上の難問の一つであるが、先行研究ではほとんど意識されてこなかった。その点で上記解釈は一步踏み込んでいる。けれども、冒頭からの長文の説論は「例示」であり末尾の二行が「本体」であるというのは、どうにも不自然である。しかも学制布告書は「全国一般ニ布告スル制度」に関するものなので、「本体」が地方官宛というのも理解しにくい。⁽⁵³⁾とすれば、地方官宛命令の部分は「本体」というより「付帯物」と考えるほうが、まだ納得できるのではないだろうか。

資料編の「学制布告書」には、もう一つの次の疑問もある。その表記が漢字・平かな・両文体（漢字の右側に読みの、左側に意味のルビ付き）であることである。こういう表記の太政官布告「学制」の史料が発見されたのかと思えば、表記は『公文録』（文部省布達、乾、壬申）所載の「学制」に従っているという。それなら、明治五年八月三日に文部省第一四号が全国頒布を達したときの「学制」別冊での表記である。しかも『公文録』に綴じられている別冊は、なぜかこのとき頒布の別冊そのものではなく、後日作成されたものである。と言うのは、発令直後の二度の「誤謬訂正」が行なわれ（学制布告書に関しては「卒」の追加）、明治六年四月一日の七大学区制への変更、同年五月二七日の追加修正まで済んでいるからである。その上いろいろ不可解な修正や追加がある別冊である。⁽⁵⁴⁾したがって学制布告書の出典史料としては大いに問題がある。なぜ『布告全書』のそれ（漢字・片カナ書き、ルビなし）が使われなかったのだろうか。

ところで「学制布告書」という呼び名は、明治五年八月三日の文部省第一四号での「御布告書」に起因している。それで間違いとは言えないが、既述のように「前文」の方が条文との関係がよく分かるので、より相応しいのではないか。当時から、文部省『日本教育史概要』（明治九年）での introduction など、「前文」という捉え方はいくつもあったが、今回さらに本書第二部附論二によって、「学制」の解説覚書「壬申ノ学制」（推定明治一三年。福井市立図書館所蔵）の存在を教えられた。

この覚書「壬申ノ学制」は、学制章程には不満を示しながら、各地域の実情に合わせて運用された教則を正當化する文脈において、「壬申ノ学制前文ハ不朽ノ公法ト云フヘシ」と「前文」のことを称賛していた。「太政官ヨリ御布達ノ学則」は「一般ノ人民其身ヲ修メ其家々ノ營業ヲ昌ンニシ産物ヲ蕃衍シ他邦へ輸出シ富国ノ基礎ヲ開キ玉ハントノ朝旨」であるとの文言も見られる。

また学制章程に関しても、尋常小学以外に女児、村落、貧人、小学私塾、幼稚など多様な小学校が規定されていることについては、「之レ皆壬申ノ学制ナリ」と肯定的に評価していた。⁽⁵⁶⁾

第五節 なぜ拙著でなく拙論文が検討対象に

本書附論三で残念だったのは、拙著（二〇一三年）ではなく、一〇年も前の拙論文（二〇〇六年）が検討対象にされたことである。本書第一部第三章で川村氏は拙著を対象としていたし、森田氏も拙論文が拙著に「収録」されていることを注記し、拙著の内容も検討されていたにもかかわらず、である。⁽⁵⁷⁾

一度発表した論文にはいつまでも著者の責任が付きまとう。読者に間違った情報や誤解を与えないよう細心の注意を払い、完成度の高いものを発表すべきである。これらのことはよく自覚しているつもりではあるが、

残念ながら思い通りにはいかない。今回の拙論文にも、発表後に推敲を加え補正も行なわざるをえなかった。「序文」という表記も拙著では「前文」に変え（既述）、そして少しは《進化》して著書に収録されている。

附論三では、「竹中は論文中で『公布』を用いているが、『学制』が出た当初『公布』という言葉はなかった」「太政官『正院事務章程』（明治四年七月二九日）によると太政官布告は『発令』されるものである」と指摘していた⁽⁵⁸⁾。

まったくその通りで、当時、法令は政府が「発令」すればそれで済んだ。つまり広く国民一般に知らせる必要性など、およそ考えられていなかった。新聞においても法令の紹介は非常に少なく、しかもその掲載は極めて恣意的であった。「学制」発令時に刊行されていた新聞は限られているが、『郵便報知新聞』に太陽曆採用詔書の紹介はあっても⁽⁵⁹⁾「学制」については無く、『東京日日新聞』に文部省移設（太政官第二一五号）の記事はあっても⁽⁶⁰⁾、同日の八月二日発令「学制」（太政官第二一四号）の報道はない。『横浜毎日新聞』には八月三日文部省第一四号の紹介記事があるが、それだけでは新しい教育制度「学制」がいかなるものなのか、読者にはまったく分からない⁽⁶¹⁾。

しかし法令というのは、その存在を知らなければ従いようがないし、それを理解していなければ遵守する気にはならないはずである。

そこで拙著では、当時「公布」概念は未だ形成されていなかったことを述べて「発令」と記すようにし、⁽⁶²⁾そして法令理解に不可欠な「公布」の概念・制度が出来たのは、ようやく明治六年二月二四日、布告の「発令」ごとに「人民熟知」のため約三〇日間便宜の地に「揭示」することが達せられてからであることを述べている（太政官布告第六八号。このとき従来の「高札」は撤去、結果的にキリスト教は黙認された）。さらに六月一四

日には、各府県への布告到着の日限が東京からの距離に応じて決められ、到着後三〇日間の「掲示ノ後ハ管下一般ニ之ヲ知り得タル事ト看做候」（太政官布告第二二三号）と達せられたのである。⁽⁶³⁾

拙論文のこうした《進化》は、実は本書を生み出した「就学告諭研究会」での討論に負うところ大だったのである（拙著「あとがき」）。とりわけ「学制」時には「公布」概念が未形成であったことに關しては、他ならぬ森田氏から「教示を受けた」ことを拙著で注記しているし、⁽⁶⁴⁾ それらのことが拙著に「反映」されていることも本書第一序論で触れていた⁽⁶⁵⁾。

という訳で、なぜ拙著ではなく、あえて拙論文が対象とされることになったのか不思議でならない。

まとめ

本稿では、川村肇・荒井明夫編『就学告諭と近代教育の形成』における「学制」に関する議論に關して、以下の五点の検討を加えた。

一 学制布告書（前文）は、「江戸時代の農工商及び婦女子は学問を度外視し学問が何なのか分からなかった」と述べているが、その意味は、決して「彼らは学問・儒学から排除されていた」ではなく、「彼らは初等教育を含む学問一般から排除されていた」であった。この極端な表現は、学制布告書が、江戸時代の教育・学問のすべてを否定することによって新しい西洋流の教育・学問を広めようとする明治新政権の政治的マニフェストであったことによる。

二 学制布告書（前文）に出てくる「国家」は、儒教的意味の「国家」ではなく「藩」「幕府」、とりわけ「幕府」であり、それには明治国家の意味合いも重ねられていた。

三 「学制」という法令の異質性は、それが文部省法令であったからではなく（この見解は間違い）、太政官法令であったにもかかわらずその修正・追加などが文部省法令で行なわれたことにある。そのため上位法令が下位法令によって修正され、一つの法令が太政官法令の部分と文部省法令の部分から構成されるという異常な事態が生まれた。

四 学制布告書も学制章程（条文）もともに太政官第二一四号であり、したがって両者は前文と本文との関係にある。学制章程を文部省法令であるとする見解は誤解であり、証拠もない。

五 附論三において、なぜ拙著（二〇一三年）ではなく拙論文（二〇〇六年）が論評の対象とされたのか理解できない。

注

- (1) 川村肇・荒井明夫編『就学告諭と近代教育の形成』東京大学出版会、二〇一六年。
- (2) 荒井明夫編『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』東信堂、二〇〇八年。
- (3) 竹中暉雄『明治五年「学制」——通説の再検討——』ナカニシヤ出版、二〇一三年、三三三頁。
- (4) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、九六頁。
- (5) 同前書、資料編、四九四頁。
- (6) 同前書、九六頁。
- (7) 同前書、資料編、五一〇頁。
- (8) Japanese Education, *The New-York Times*, Mar. 15, 1873.
- (9) Japanese Department of Education, *An Outline History of Japanese Education*, 1876, D. Appleton, pp. 124-125.
- (10) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、九六頁〜九七頁。

- (11) Brian Platt, *Burning and Building—Schooling and State Formation in Japan, 1750–1890*, Harvard University Asia Center, 2004, p. 290.
- (12) 竹中暉雄、前掲書、第七章 外国人から見た「学制」、参照。
- (13) 川村肇、荒井明夫編、前掲書、九七頁。
- (14) 同前書、九七頁～九八頁。
- (15) 同前書、七〇頁～七八頁。
- (16) 「福翁自伝」『福澤諭吉全集』第七卷、岩波書店、一九七〇年、一六四頁。
『未来をひらく福澤諭吉展』慶應義塾、二〇〇九年、一五三頁（小室正紀）。
- (17) 荒井明夫編、前掲書、八五頁。
- (18) 同前書、八八頁～九〇頁。
- (19) 同前書、八九頁。
- (20) 赤塚忠『新釈漢文大系2 大学 中庸』明治書院、昭和四二年、三六頁。
- (21) 本山幸彦『近世儒者の思想挑戦』思文閣出版、二〇〇六年、五二頁～五三頁。
- (22) 同前書、三〇一頁。
- (23) 眞壁仁『徳川後期の学問と政治——昌平坂学問所儒者と幕末外交変容——』名古屋大学出版会、二〇〇七年、一七八頁。
- (24) 同前書、二〇頁、二九九頁。
- (25) 同前書、四四九頁、四五四頁、四五九頁。
- (26) 赤塚忠、前掲書、五一頁。
- (27) 平川祐弘『天八自ラ助クルモノヲ助ク——中村正直と『西国立志編』——』名古屋大学出版会、二〇〇六年、一二頁～一四頁。

- (28) 同前書、二八頁。
- (29) Japanese Department of Education, *ibid.*, p. 125.
- (30) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房、平成五年、三〇二頁～三〇五頁。
- (31) 安藤洋美『異説 数学教育史』現代数学社、二〇一二年、二七頁、三〇頁。
- (32) 丸山眞男『日本政治思想史研究』東京大学出版会、一九五二年、新装一九八三年、七四頁～七六頁。
- (33) 竹中暉雄『学制』に関する諸問題——公布日、頒布、序文の呼称・正文について』『桃山学院大学人間科学』第三〇号、二〇〇六年一月。
- (34) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、二二三〇頁。
- (35) 同前書、二二三〇頁～二三二頁。
- (36) 但し、まったく別の文脈では出てくる。文部省名が入った法令まで太政官の布告で公布されるのは「不自然」ではないかとか、『学制五十年史』や『明治以降教育制度発達史』が「頒布」を強調するために行なった『明治史要』引用の仕方が極めて「不自然」であったとか。
- (37) 竹中暉雄、前掲書、二八頁～三〇頁。
- (38) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、二二三二頁。
- (39) この文脈を受けて森田氏は、「竹中論文では、この異質さを文部省の『意気込み』という言葉で指摘するにとどまっているが」と続けている(二三二頁)。しかし拙論文で、維新後の教育にかける新設文部省の「意気込み」を読みとることができるかと述べているのは、太政官第二一四号の学制布告書を文部省が独自に書き直して(漢字・平かな書き、漢字に読みと意味のルビをふった両文体に)、全国頒布(配布)したことを指している。森田氏が考える「異質さ」(文部省が「頒布」「発令」したこと)とは違う。
- (40) 太政官布告が大蔵省布達で「更定」された事例も無いことはないが、極めて珍しい。拙著、三五二頁の注22参照。

- (41) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、二二三頁。
- (42) 竹中暉雄、前掲書、五〇頁。
- (43) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、二三三頁。
- (44) その他少数派として、同一の日(二日あるいは三日)に制定されたとする記述もあるが、その場合でも、両者は別法令と考えられている。詳しくは、(33)前掲、拙論文、参照。
- (45) 『平凡社 大百科事典』一九八四年、『世界大百科事典』平凡社、一九八八年、ともに佐藤秀夫担当。
- (46) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、二三三頁。
- (47) 竹中暉雄、前掲書、五一頁。
- (48) 詳しくは「明治五年『学制』の法令上の種別について——湯川嘉津美氏の説への疑問——」『桃山学院大学人間文化研究』第三号、二〇一五年一〇月、参照。
- (49) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、二八一頁。
- (50) 同前書、一三四頁。
- (51) 同前書、四四五頁。
- (52) 荒井明夫編、前掲書、九八頁。
- (53) 明治四年七月二十九日「正院事務章程」の規定にもかかわらず、当時は対象を「府県」「諸県」「諸省府県」などに特定した太政官布告もそう珍しくなかった。しかしその場合の布告内容はもちろん限定的である。明治五年二月二五日太政官第五六号「自今産穢不及憚候事」は短文ではあるが、学制布告書と同様に、全国一般対象の布告であった。
- (54) 竹中暉雄、前掲書、三四頁～三五頁。
- (55) Japanese Department of Education, *ibid.*, p.124. その他、浜松県の学区取締が管内に配布した文書は「官許学制序写」(明治六年九月)。学校設置の有難さを説明する学区取締・杉浦平脩竹の説明文では「学制の端書」(東京

- 大学情報学環・学際情報学府所蔵。各府県刊行の解説書のなかには『学制序文解釈』『学制序文解釈』などがあり、西村茂樹も「序文」として記憶していた（西村茂樹「往事録」明治三八年、日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集 第4巻』思文閣出版、二〇〇六年、四五八頁）。菊池大麓は「一種の前文」（a sort of Preamble）と英訳（Japanese Education—lectures delivered in the University of London, 1909, p. 68）。なお当時の外国紙や、その後の外国人の研究で「前文」（the preamble）と表現している事例もある。
- (56) 紹介されている原史料には「壬申ノ学則」との表記がいくつもある。しかし表紙は「壬申ノ学制」であり、その他にも「壬申ノ学制」が出てくることから判断して、「壬申ノ学制」の誤記だと思われる。
- (57) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、一三五頁。
- (58) 同前書、二三五頁。
- (59) 『郵便報知新聞』第二六号、明治五年十一月。
- (60) 『東京日日新聞』第一四七号、明治五年八月五日。
- (61) 『横浜毎日新聞』第五二五号、明治五年八月一日。
- (62) 竹中暉雄、前掲書、二二頁、三四三頁。
- (63) 同前書、三四四頁。
- (64) 同前書、四一五頁。
- (65) 川村肇・荒井明夫編、前掲書、五頁。

A Discussion of the *Gakusei*, Modern Japan's
First Educational Ordinance
—— in relation to Hajime Kawamura /
Akio Arai edited, “*The Shûgaku Kokuyu and
the Rise of Modern Education in Japan*”——

TAKENAKA Teruo

This paper addresses the discussion of the 1872 *Gakusei* in *The Shûgaku Kokuyu and the Rise of Modern Education in Japan* (2016), edited by Hajime Kawamura and Akio Arai. It focuses primarily on the following five points:

1. The Declaration (Preamble) of the *Gakusei* states, “During the Edo period, farmers, artisans and merchants, together with women, neglected learning altogether and have no idea of what learning is.” The true meaning of this phrase is not that they were denied Confucian learning (*jugaku*), but that they were kept away from learning in general, including elementary education, and they were left in ignorance. This extremely exaggerated expression came from the character of the Declaration, which was intended as the political manifestation of the new Meiji government. The Meiji leaders tried to popularize the new Western learning and education by a complete rejection of learning and education during the Edo Period.
2. The term “state” when it appears in the Declaration of the *Gakusei* is intended to mean not the “state” found in Confucian texts but “*Han*” or “*Bakufu*”, particularly the latter, together with the meaning of “Meiji

State”.

3. The exceptionality of the *Gakusei* is not that it was a decree issued by the Ministry of Education (many books are mistaken on this point), but that it was amended and added to by the Ministry of Education even though it had been issued by the *Dajōkan*. For a higher-level decree to be amended by a lower-level decree was highly unusual, resulting in a decree consisting of some parts issued by the *Dajōkan* and other parts issued by the Ministry of Education.
4. The Declaration and the Articles of the *Gakusei* together constitute *Dajōkan* Decree No. 214, making the former the preamble to the latter, and meaning that the two are closely related. The opinion that the articles of the *Gakusei* were issued by the Ministry of Education is a misunderstanding, and is not supported by historical evidence.
5. Finally, the author finds it quite incomprehensible that, rather than discuss his 2013 book, the editors chose an earlier paper of his from 2006 for comment in Appendix 3 of their book.